

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：国立研究開発法人国立成育医療研究センター)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	10	48	△38	△ 79.2
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	10	48	△38	△ 79.2

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	93	97	△3	△ 3.6
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	93	97	△3	△ 3.6

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		10	48	△38
(内訳)	建物整備	4	8	△4
	医療機械整備	6	40	△34

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		10	48	△38
(財源)	財政投融资	10	48	△38
	財政融資	10	48	△38
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	—	—	—
	一般会計交付金	34	32	2
	借入金償還	△13	△11	△3
	その他	△20	△21	1

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：国立研究開発法人国立成育医療研究センター)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

国立成育医療研究センターは、ライフサイクルの中で生じる疾患に対する研究と医療の推進、この新しい医療を担う人材の育成、この領域に関する情報の収集及び発信並びに政策提言など高度先駆的医療を行うことにより、国の医療政策として、成育疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。

これらの目的を適切に実施するため、老朽化した設備の整備・更新に財政投融資を活用するものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

該当なし

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

国の医療政策として、成育疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するという国立成育医療研究センターの目的を果たすためには、老朽化した設備の整備・更新を速やかに行い、環境改善を図ることが必要不可欠であるが、これらの整備・更新については内容の精査を行い、必要な金額を要求している。

また、診療収益を増加させる方策や経費を削減させる方策など、様々な経営改善策を踏まえ財政投融資の要求を行っている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

平成28年度から令和2年度まで財政投融資の借入を行っている。当センターの経営状況と施設等の老朽化に伴う必要な更新整備等を総合的に勘案し、財政投融資の要求内容に反映している。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	29年度	30年度	元年度
運用残額	－	0億円	0億円
運用残率	－	1.19%	0.00%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：国立研究開発法人国立成育医療研究センター)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

当センターは、小児・周産期・母子医療に関して高度かつ専門的な医療の提供を行っており、それらの実現のために、老朽化した施設及び必要な医療機器の整備を行うものである。

【参考1】「経済財政運営と改革の基本方針2020」

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

3. 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くー「ウィズコロナ」の経済戦略と激甚化・頻発化する災害への対応

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げー「ウィズコロナ」の経済戦略
 - (1) 医療提供体制等の強化
2. 防災・減災、国土強靱化ー激甚化・頻発化する災害への対応

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）
 - (3) 新しい働き方・暮らし方
 - ② 少子化対策・女性活躍
4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現
 - (3) 社会的連帯や支え合いの醸成

【参考2】「成長戦略フォローアップ」

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

vi) 疾病・介護の予防

- ① 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進
- ウ) 疾病の早期発見に向けた取組の強化

vii) 次世代ヘルスケア

- ① 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
 - イ) ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進
(ゲノム医療の推進)

【参考3】「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」

6. 個別分野の取組

vi) 疾病・介護の予防

- ① 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進
疾病の早期発見に向けた取組の強化

vii) 次世代ヘルスケア

- ① 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
ゲノム医療の推進

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：国立研究開発法人国立成育医療研究センター）

1. 政策的必要性

平成20年12月に「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」が成立し、国立成育医療センターは平成22年4月に独立行政法人国立成育医療研究センターとして発足。その後、平成27年4月に国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）に改称。

国立成育医療研究センターは、国の医療政策として、小児・周産期・母子医療に関して高度かつ専門的な医療を提供しており、その業務は非営利で公共性が高いことから、政策目的達成のために行う多額の資金を必要とする整備については、長期・固定・低利の財政融資資金が必要と考えられる。

現在の病院棟は完成から18年が経過しており、設備等の老朽化が進んでいることから、診療事業に差し支えないよう経年劣化部分の整備を行う。

2. 民業補完性

国立成育医療研究センターは、受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て、次世代を育成する成人期へと至るリプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患に対する研究と医療を推進することを目的とし、同時にこの新しい医療を担う人材の育成、この領域に関する情報の収集及び発信並びに政策提言の役割も担っている機関である。

民間病院では、このような高度先駆的医療や研究開発等を中心に事業を実施することは困難であると思われる。

3. 有効性

医療の高度化等に適応した国立成育医療研究センターの施設・設備整備を実施することによって、高度先駆的医療、調査研究、専門技術者の研修、情報発信を一体的に機能させ、国民に対して、より良質の医療を適切に提供することができる。

4. その他

平成27年度から平成29年度までを経営改善強化期間と位置づけ、収益面・費用面の両面から経営改善に努めた結果、経常収支率は平成26年度の91.9%から平成27年度は95.1%に改善した。さらに経営改善を進めた結果、平成28年度は104.6%、平成29年度は104.8%、平成30年度は103.5%となり、令和元年度は101.3%となっている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う患者数の減少により収益幅が減少するが、一層の診療収益の増加及び経費の削減の両面から経営改善を進めていくことから償還確実性については問題ないと考える。

元年度決算に対する評価

(機関名：国立研究開発法人国立成育医療研究センター)

1. 決算についての総合的な評価

独法設立以来、平成24年度までは黒字経営であったが、平成25年度は電子カルテ更新に伴う患者制限により医業収益が減少したこともあり経常収支率97.8%となった。

また、平成26年度には電子カルテ更新に伴う患者制限の影響が残るなか、医師の一斉退職などによる医業収益の大幅な減少により経常収支率91.9%となった。

そのため、平成27年度から平成29年度までを経営改善強化期間と位置づけ、収益面・費用面の両面から経営改善に努めた結果、平成27年度は経常収支率95.1%まで改善し、平成28年度は104.6%、平成29年度は104.8%、平成30年度は103.5%となり、令和元年度は101.3%となっている。

令和2年度以降も、引き続き、経営改善を進めていくこととする。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産 572億円 (前年度 516億円)
独法会計基準改定に伴う退職給付引当金見返の増等
- 負債 180億円 (前年度 133億円)
独法会計基準改定に伴う退職給付費用の増等
- 純資産 392億円 (前年度 384億円)
資本剰余金及び利益剰余金の増

(2) 費用・収益の状況

- 費用 268億円 (前年度 259億円)
給与費及び材料費の増等
- 収益 272億円 (前年度 269億円)
医業収益の増等

(3) 行政サービスコスト

- PL上の費用 313億円
- 行政サービスコスト 315億円